

Title	江戸取締時代の莊内藩(一) : 菅実秀翁行状録の一節
Sub Title	
Author	國分(Kokubu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.90(250)- 90(250)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白録
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0090">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0090</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 江戸取締時代の莊内藩(二)

菅實秀翁行狀錄の一節

元治元年毛利大膳が家老兵を潜めて禁闕に迫り戻甚しきを以て長州征伐の勅命下りしかば、江戸檜木坂長藩の邸を明け渡させ其の内に住居せる家人等を上杉禪正大弼が警衛せる、毛利が上屋敷へ護送せよこの臺命を受け松平(權十郎親懷莊内藩家老)士卒を率へ彼の邸を包圍す、夫子(菅善太左衛門實秀)戎服して中村治郎兵衛と共に邸内へ入り重役に面接し、大府の命を傳へ異議なく邸を明け渡されんには指し定められし所へ護送せん異議あらば、槍刀を用て受取の外餘地あらず、いつれなりとも決答あれと陳べらる、彼未だ國元の事情聞知らざりし容子に見え双眼より涙を流し扱は主人の大事今日に極りぬ、臣子は情義主人の最後を見届け度候へば此情憐察せられ本國へ歸還の事聞老へ請願下され度しと申す、夫子(菅)てゝるに慙み其の旨進達せんと宣ひしに、中村同意せずさらば首將の前にて論せんとして、邸門を出で、松平(權十郎)にかくと陳べられしも許可せず重て將軍家の威力を以て僅三四十人の士を國に歸せばと勝つべき軍に負け、殺せばとて負けん軍に勝つといふ事のあるべきや、節義の士を憐み其志を遂げさせてこそ、おほやけの處分ならめとあながちに宣へり、金井男四郎傍に在りて、つくつく聞き其の議を賛せしかば請願の事は決しぬ、夫子(菅)再び邸内に入り屋敷は直に明け渡さん、但し帯刀は御免しあれと申す、刀は士の帯ぶるものなれば我藩の護衛する限りは、苦しからずと宣ふ槍をもと乞ふ槍も士の所持品なれば持たれよとなり、彼れ寛和なるに甘えけん、然らば甲冑も着け度しと申し、かば夫子(菅)色を起し刀も槍も士の平時携帯する物なればこそ許したれ甲冑は非常ならでは用ひぬ物を着せられんとは、抗敵せらる、底意ならん、さらば前の示談を皆取消し兵力を以て受取らんさきびしく宣ひしかば重役げにく過つて候さてわるびれたる容子もな、數十人を引き纏めて出でにけり。

明る日毛利が家人放免の願出を聞老へ差出せるも許可せられず夫子(菅)深く苛酷を嘆息せらる。(國分生)